

記入例

毎月20日が締め切りです。
(閉庁の場合は、前閉庁日)

農地法施行規則第29条第1号 2アール未満の農業用施設届

令和 年 月 日

(あて先) 京田辺市農業委員会会長

住所 京田辺市田辺80番地

氏名 田辺 太郎

下記土地について農業用施設に供したくお届けいたします。

記

1 土地の表示

大字	小字	地番	地目		面積	転用面積 (㎡)	建築面積 (建築のとき) (㎡)
			登記簿	現況			
田辺	東浜	△	畑	畑	380	130	50

200㎡未満であることが条件です。
同一世帯で、以前に同様の届出を行っている場合、通算して200㎡未満でなければなりません。

建ぺい率などの関係で、転用面積一杯建築できる訳ではありません。その他、接道等の問題もありますので、京都府山城土木事務所で事前に相談してください。

2 変更理由

農業用倉庫の建築

3 添付書類 (各1通)

土地登記簿謄本・公図の写し・求積図 (土地の一部を転用する場合)
付近見取り図・隣地承諾書・連絡書

建築する場合

建物配置図 (平面図・立面図)・用途計画書

その他

用途計画書 (図面)

- 土の出し入れを行う場合は、事前に環境課にもご相談ください。
- 農業振興地域の農用地に建築する場合は、農政課に別途届けが必要です。